

駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願

取手市議会議長

殿

[請願趣旨]

令和6年3月15日付け市広報は「取手駅西口駅前に『図書館を核とした複合公共施設』の整備を目指します!」との記事を大きく掲載しました。多くの市民はこれを見て「初めて聞いた、びっくりした。」と語っています。図書館の職員なども「取手図書館を廃止し、駅前に移転する」との計画をこの記事で初めて知ったという方もいたようです。「駅前の賑わいの創出」がコンセプトですが、図書館利用者の中でも比較的多くを占める高齢者や子どもたちを交通量の激しい駅前に行かせるのも気にかかります。

市内の公民館は本来の社会教育事業も少なく、すっかり貸し館となり、生涯学習の市民の拠り所は図書館のみとなってしまいました。「生きることは 学ぶこと。学ぶことは 育つこと。(むの たけじ)」といます。高齢社会だからこそ、いま図書館に自分の居場所を見出している多くの高齢者がいることをご存じでしょうか。

調布市立図書館は、本館・分館を、「どこでも」歩いて10分で利用できる、800メートルに一つ、人口2万人に一つ、小学校区2つに一つの図書館網を作っています。駅前に大きな、立派なものを作れば良いというものではないという熱い図書館建設理念を感じさせます。

図書館の基本的在り方をめぐり、図書館法やユネスコの「公共図書館宣言2022」があります。「庁内横断的な組織である取手駅周辺再生本部」が関係部署と協議をしながら整備方針を決定したと言いますが、図書館を作るには、時間をかけ、市民の声を十分聴き、図書館の最新の知見をも参考にして、将来を見据えた、しっかりした図書館行政計画に基づいたものにしてください。

[請願事項]

駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想は、市民の声を十分反映し、将来を見据えたしっかりした図書館行政計画に基づいたものとする

以上 地方自治法第124条の規定により請願する。

令和6年5月24日

請願者代表

住所 取手市櫛木352-25

氏名 遠藤 俊夫

住所 取手市駒場1-22-19

氏名 松浦 和子

紹介議員

氏名	住所

請願第 1 号「取手駅西口再開発事業に係る『図書館等複合公共施設整備計画』基本構想に関する請願」

〔請願趣旨〕の補足

1. 図書館は「社会教育機関である」ということ

- ・社会教育法第9条「図書館は・・・社会教育のための機関である。」
- ・ユネスコ公共図書館宣言2022「公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する」「文化、社会的包摂、情報の活力であり、持続可能な開発のための、そしてすべての個人の心のなかに平和と精神的な幸福を達成するための機関である。」

2. 社会教育は、国民にとって教育を受ける「権利」であるということ

- ・憲法第26条「すべて国民は・・・ひとしく教育を受ける権利を有する。」
- ・ユネスコ学習権宣言(1985年3月、第4回ユネスコ国際成人教育会議で採択)

3. 社会教育の「奨励」と「振興」が市町村の任務ということ

- ・社会教育を「奨励」し、「図書館、…公民館その他の社会教育施設の設置」等で「社会教育の振興に努め」こと(教育基本法第12条)
- ・「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」(社会教育法第3条)

4. 図書館は「地域社会を育む」ものであるということ

「積極的に新しい利用者にも手を差し伸べ、実効ある聞き取りによって、地域の要求を満たし生活の質の向上に貢献するサービス企画を支援する。人々の図書館への信頼に応え、地域社会への積極的な情報の提供と啓発が公共図書館の目指すところである。」(ユネスコ公共図書館宣言2022)

5. 図書館の運営と管理における「住民参加」の重要性ということ

- ・「地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針」を策定するために「地域についての知識と住民参加の重要性」「意思決定には、地域社会の関与」がなければならない。(ユネスコ公共図書館宣言2022)
- ・調布市の図書館づくり
- ・社会教育委員会議(「社会教育に関する諸計画を立案すること」社会教育法第17条第1項)、
- ・図書館協議会の役割